

第1回町議会定例会

町職員定数条例の一部改正

地方公務員法が昨年6月に改正され、本年4月1日より公平委員会の事務として職員の苦情処理業務が追加され、公平委員会職員を増員するとともに、監査業務が従前にも増して重要になってきていますので監査委員職員を増員しました。

なお、現在、各兼務1名であったものを各兼務2名とするもので、新たに職員総数を増加するものではありません。

町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

地方公務員法および地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律により創設された任期付短時間勤務職員制度および職業生活と家庭生活の両立支援のための人事院規則の改正等に対応するため、この条例を改正しました。

町職員の給与に関する条例の一部改正

地方公務員法および地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律により創設された任期付短時間勤務職員制度に対応するため、この

条例を改正しました。

町職員等の旅費に関する条例の一部改正

財務会計システムの導入に伴い、現在の旅行命令等の方法を改正する必要があるため、所要な文言を改めました。

福祉医療費の支給に関する条例の一部改正

子育てしやすい環境をつくるために「小学校就学前まで」であった医療費の助成を「小学校を卒業するまで」に拡大しました。

保育園保育料徴収条例の一部改正

職員提案に基づき例規の整備を行うもので、様式中「明和町長様」を「明和町長 あて」に改めるにあたり、今まで条例で定められていた様式を規則で定めるようにしました。

小口資金融資促進条例の一部改正

県の小口資金融資促進制度要綱の一部改正に伴い、中小企業者を支援するため既往債務についての借り換え期間を平成15・16年度の2か年としていましたが、景気動向を踏まえ1年間延長しました。

都市公園条例の一部改正

都市公園法の一部改正により、監督処分の明確化として、都市公園に放置された物件等について、撤去等を命ずるべき相手がたが確定できない場合は、公園管理者が自ら除去等を行った際の物件の保管、売却、廃棄等の手続きを明確にしました。



学校給食センターの設置および管理等に関する条例の一部改正

構造改革特区により保育園にも給食センターの給食をということで「子どもたちを地元産食材で育てる特区」の認定を受け、保育園にも平成17年4月1日から給食を提供するにあたり、所要の改正を行いました。

指定管理者の指定

老人福祉センターの指定管理者に「社会福祉法人・明和町社会福祉協議会」、東部学童保育所の指

定管理者に「東部学童保育所保護者会」、西部学童保育所の指定管理者に「西部学童保育所保護者会」をそれぞれ指定しました。指定期間は、いずれも平成17年4月1日から3年間です。

文化財保護条例の一部改正

文化財保護法の一部改正により、条例の規定の整備を行いました。

平成16年度一般会計補正予算

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ714万8千円を減額し、総額を51億6,772万7千円にしました。これは、敷地の再検討をするため中学校体育館・プール等設計委託料の減額等による補正です。()は補正後の総額

歳入

- ・ 町税 1億673万7千円
- ・ (16億5,136万7千円)
- ・ 地方譲与税 100万円
- ・ (1億900万円)
- ・ 地方消費税交付金 600万円
- ・ (1億1,400万円)
- ・ 自動車取得税交付金 300万円
- ・ (5,200万円)
- ・ 地方特例交付金 682万1千円
- ・ 国庫支出金 645万5千円
- ・ (1億3,172万5千円)
- ・ 県支出金 75万8千円